

特定保守管理医療機器

LED光源装置 MDC-55L

【禁忌・禁止】

〈使用方法〉

- ・ 照明光のエネルギーで熱傷する恐れがあります。
[内視鏡の先端部を同一部位に5分以上接触させないで下さい]
- ・ 通風孔を塞がないこと。
[爆発や火災を起こすおそれがある]
- ・ 光源の光を肉眼で直視しないこと。
[目の組織を損傷するおそれがある]
- ・ 使用直後のライトガイドケーブルに触れないこと。
[熱傷するおそれがある]
- ・ 可燃性麻酔ガス及び高濃度酸素雰囲気内では絶対に使用しないこと。
[爆発や火災を起こすおそれがある]

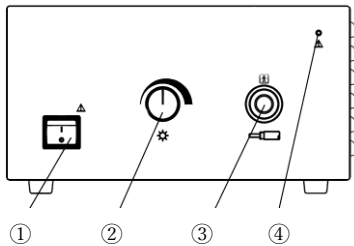
【形状・構造及び原理等】

1, 構成品ユニット

- | | |
|-----------|----|
| (1) 本品 | 1台 |
| (2) 電源コード | 1本 |

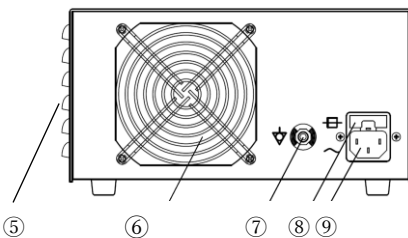
2, 各部の名称

1) フロントパネル



- | | |
|----------|-------------|
| ① POWER | ② ライトコントロール |
| ③ ライトガイド | ④ 注意表示 |

2) リアパネル



- | | |
|------------|-------------|
| ⑤ 通風孔 | ⑥ 冷却ファン |
| ⑦ 等電位化端子 | ⑧ AC INソケット |
| ⑨ ヒューズホルダー | |

3, 仕様

項目	仕様
照明用ランプ	高輝度白色LED
調光方法	電流制御
電源	AC100V 50Hz/60Hz
消費電力	110VA
外観寸法	220(W)×110(H)×290(D)mm
質量	2.5Kg

4, 安全に関する規格

JIS T 0601-1:2017 適合

JIS T 0601-1-2:2018 適合

機器の分類: 電撃に対する保護の形式 クラス I 機器
電撃に対する保護の程度 BF形装着部

〈作動・動作原理〉

本品は、光源装置内部にLEDを配し、外部主電源から電源が供給されLEDが点灯し、内視鏡ライトガイドケーブルを経て体腔内に光を供給し観察する。

本品は、光量調整機能により適切な光量が得られる。

【使用目的又は効果】

本品は、光源装置内部にLEDを配し、外部主電源から電源が供給されLEDが点灯し、内視鏡のライトガイドケーブルを経て体腔内に光を供給し観察する。

【使用方法等】

〈使用方法〉

- 1, 使用前の点検を行う。
- 2, 電源コードを医用コンセントに接続する。
- 3, 本品のライトガイドに内視鏡のライトガイドプラグを挿入する。
- 4, 電源スイッチをONにする。
- 5, ライトコントロールを回し適切な明るさに調整する。
- 6, 使用后、電源スイッチをOFFにする。
- 7, 内視鏡のライトガイドプラグを取り外す。
- 8, 電源コードを医用コンセントから抜く。
- 9, 本品を清掃し、保管条件を満たした場所で保管する。

〈使用方法等に関連する使用上の注意〉

- ・ 本品の設置については高温多湿を避け風通しの良い場所に設置すること。傾斜の無い安定した場所に設置すること。
- ・ 取扱説明書の手順に従って、本品及び併用機器の使用前点検を行い異常のないことを確認すること。異常が発見された場合は使用を中止し、弊社に連絡すること。
- ・ 指定以外の機器を接続しないこと。
- ・ 本品に異常、故障、異臭、異音などがある場合は直ちに使用を中止し弊社に連絡すること。
- ・ 適切な光量を得る為、ライトガイドプラグがロックされるまで挿入すること。
- ・ 本品を廃棄する場合は、地域の法規制に従うこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者： ニスコ株式会社

販売業者： 株式会社モリムラ

電話： 03-5808-9350

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

- ・ 電源は定格の電圧で使用すること。
- ・ アースが正しく取られていることを確認すること。
- ・ 可燃性麻醉及び高濃度酸素雰囲気内では絶対に使用しないこと。爆発や火災を起こすおそれがある。

〈不具合・有害事象〉

＜不具合＞

故障、機器の破損

＜有害事象＞

やけど、感電、照明光による目の痛み

【保管方法及び有効期間等】

〈保管方法〉

下記の条件を満たす清潔な直射日光が当たらない場所に保管すること。

〈保管条件〉

温度：-10℃～60℃

湿度：10%RH～90%RH（但し結露状態を除く）

気圧：70～106kPa（大気圧範囲）

〈有効期間〉

本品の耐用期間は適切な保守点検を行い、正しく使用した場合、納入後6年間とする。「自己認証（自社データ）」

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項〉

1, 清掃

使用後「取扱説明書」に従い適切な清掃をすること。

2, 保守点検

- ・ 本品は必ず定期点検を行うこと。
- ・ 本品をしばらく使用しなかった場合は、使用前に本品が正常かつ安全に動作することを確認すること。

〈業者による保守点検事項〉

長期間の使用によって、特にゴムや樹脂等の部分は、経時変化により劣化する。1年に一度、弊社又は弊社が指定する業者に定期点検を依頼すること。